

## 春日井市スポーツ協会運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、春日井市スポーツ振興基本条例（平成25年春日井市条例第10号）第15条第2項の規定に基づき、スポーツの振興に寄与する春日井市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) スポーツ協会の事務局運営に関する事業
- (2) スポーツ協会の加盟団体が実施する事業
- (3) その他市長が認める事業

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、毎年度予算の範囲内において市長が定める。

### (申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月20日までとする。

### (申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号に規定により、補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書又はこれに代わる書類
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助条件)

第7条 規則4条第2項の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 春日井市の事業に積極的に協力すること。
- (2) 事故等の発生を防ぐように留意すること。
- (3) その他規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第8条第1項の規定により市長が定める軽微な変更は、補助金額に変更を生ぜず、かつ、事業費の2割以内の増減の範囲とする。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業報告書又はこれに代わる書類
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、規則第4条第1項の規定による交付決定の通知後、スポーツ協会の請求に基づいて当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(検査等)

第12条 市長は、スポーツ協会に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地検査することができる。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(届出事項)

第 14 条 スポーツ協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもってその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 代表者又は組織を変更したとき
- (2) 解散したとき

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 春日井市スポーツ振興事業補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
(春日井市学校区体育振興会補助金交付要綱及び春日井市学校区体育振興会用具整備事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 春日井市学校区体育振興会補助金交付要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）
  - (2) 春日井市学校区体育振興会用具整備事業費補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 1 日施行）

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。